

別紙1

会議記録

会議名称	北本市行政改革推進委員会（第2日目）
開会及び 閉会日時	令和元年8月9日（金） 午後2時から4時まで
開催場所	文化センター第2研修室
議長氏名	下垣彰
出席委員 氏 名	秋葉清 金綱幾代 白津吉英 諏訪千加子 和田博
欠席委員 氏 名	本多英輔
説明者の 職 氏 名	都市計画課 佐々木道課長 山本浩之主幹 中村健主幹
事務局職員 職 氏 名	財政課 関口智明課長 矢ノ川直登主査 戸塚千晶主任
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 事務事業の見直し（多世代同居・近居支援事業）</p> <p>(2) 使用料・手数料の適正化に関する基本方針</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第等 ・説明資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>本委員会の開催については、本日 6 名の委員の出席をいただいており、有効に開催されることを報告する。</p> <p>本日、傍聴の希望はないので、このまま議事に移る。</p> <p>規則第 5 条 1 項で、「委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。」となっている。本委員会については、委員長に進行をお願いする。</p>
委員長	<p>2 議事</p> <p>それでは、議事に移る。</p> <p>議事の(1)事務事業の見直し（多世代同居・近居支援事業）</p> <p>事業の概要、目的、効果等について担当課より説明をお願いする。</p>
	【担当課入室・事務局説明】
委員長	<p>それでは、質疑に移る。</p> <p>委員から質問はあるか。</p>
委員	広報以外でも周知はしたか。
担当課	ホームページで周知をした。
委員	アンケート結果で、本制度が同居・近居のきっかけになった人が 0 人では、意味がない。
委員	なぜこの事業を始めたのか。
担当課	若者世代の移住・定住のインセンティブの付与として始めた。
委員	同じ予算を使うなら、空き家対策を強化した方が良い。少ない予算なので、もらえない人がいると不公平である。
委員	アンケート結果は、補助金がなくても同居・近居したということか。
担当課	そういうことになる。
委員	空き家を斡旋するなどの支援はできないのか。
担当課	良い物件は民間会社がやっている。市は、ひどく老朽化した空き家を市場に出せるように改修補助をやっている。

委員	長期的な計画性がない事業である。結果的に税金をばらまいている。 若者はなぜ転出していくのか、そういった分析をした方が良い。
委員長	質疑を終わりにして、審査に移る。 ＜担当課 退室＞
委員長	委員の皆様の意見を伺う。
委員	若者にとっては助かると思う。しかしあと規模を大きくして平等にやるべき。予算が確保できないならやめるべき。
委員	家を建てる人にとって、50万円程度の補助は同居・近居の動機にならない。金額に魅力がない。 行政は、事業をスタートする前に、計画を立て、ニーズを調査するなどするべき。
委員	本事業を廃止して、浮いた500万円を空き家対策に有効活用すべき。
委員	そもそも目的に寄与していない。
委員長	それでは、各自チェックシートに記入をし、意見まとめる。 ＜チェックシート記入・回収＞
委員長	それでは意見をまとめると、このまま続けても不平等である、本来の目的に沿った成果を出していないので価値がない、行政の継続性の問題もあるが、廃止すべき、若い世代の移住・定住の促進に繋がる別の使い道を検討されたい、との意見が出た。 よって、委員会の意見としては、今後の方向性は、「廃止」とするでよいか。
	【了解】
委員長	では、多世代同居・近居支援事業についてを終わりにする。 ・使用料・手数料の適正化に関する基本方針 前回の審議の確認をすると、人件費に福利厚生等は含めているとのこと。施設管理費については、ランニング費用のみで減価償却費は含まれて

	<p>いないとのこと。激変緩和措置は不要ではないかとの意見もあった。また、行政改革の視点から、住民票の写しの交付等は、コンビニ交付に誘導するため金額を調整する提案や、金額を考えることと同時に、一部の公共施設は、稼働率が低すぎることも問題で、これを改善することも検討すべきであるとの意見が出た。</p> <p>本日は、これ以外の部分で意見があれば伺いたい。</p>
委員	減価償却費は含めて考えた方が良い。
担当課	公共施設の利用者は、お金を払って使う人だけではない。また災害などの拠点としても使う場合がある。お金を払って使う人のみに物件費を転嫁することは不公平だと考え減価償却費は抜いている。
委員	営利目的でも使える貸し会議室は、企業等にPRしたほうがよい。
委員	<p>営利目的でも使える施設は、減価償却費を含めてもよい。</p> <p>公民館は、多面的な用途があることから、その価値を加味し、使用料を検討すべきである。また、指定管理者導入施設でもあることから、指定管理者との協議も必要である。</p>
委員	激変緩和措置は、施設の使用料は、必要だと考える。日常的に使っている者がいる。
委員	手数料においても、150円が500円に急になれば負担になるのではないか。
委員長	負担感の程度の問題である。一律の限度で考えるのではなく、段階的に設定する方法もある。
委員長	それでは、各自チェックシートに記入をし、意見まとめる。
	<チェックシート記入・回収>
委員長	<p>それでは意見をまとめると、</p> <p>災害の拠点等、行政として設置すべき施設を除き、より民間施設に近いものは、減価償却費等の物件費も原価に含める。</p> <p>手数料は現行150円であり、実施頻度も少ないため、2倍程度に変更しても、市民生活に影響を与えるとは考えにくい。一方、使用料など単位料金が1,000円を超すものがあり、使用者の負担感が大きい。</p> <p>改定後500円以下で頻度が少ないものの場合は、激変緩和措置は不要</p>

と考えられる。改定後500円超、もしくは使用者の頻度の大きい（月1回以上/人）場合は、1,000円未満は2倍、1,000円以上は1.5倍等の段階的な緩和措置をとるものとする。

施設については、使用料の見直しと併せ、稼働率を高めることで使用料収入を増加させる工夫・施策を同時に実施するべきである。

コンビニ交付の利用促進のため、手数料を安くして誘導するなど政策的に料金を設定することも必要である。

以上を委員会の意見としてよいか。

【了解】

では、使用料・手数料の適正化に関する基本方針についてを終わりにする。

3 その他

4 閉会

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和元年 12月 5日 委員長 下垣一章